



令和 7 年度 学校防災計画



佐伯市立鶴見中学校

令和7年度 佐伯市立鶴見中学校防災計画

1 総則・予防管理対策等

第1章 総則

第1条 (目的)

この計画書は、佐伯市立鶴見中学校における防災管理の徹底を期し、火災及びその他の災害の予防、生徒の人命の安全並びに被害の軽減防止を図ることを目的とする。

第2条 (諸規定との関係)

前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は、別に定めがある場合のほか、この規定の定めるところによるものとする。

第2章 消防計画

第3条 (防火管理規則)

常時における火災予防の徹底を期するため、防火管理者の下に防災教育コーディネーターを置き、さらに防火責任者並びに火元責任者を置くものとする。

第4条 (防火管理者の権限及び業務)

防火管理者はこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行なうものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更（改正の都度）
- (2) 火気の使用又は取り扱いに関する指導
- (3) 建築物、火気使用設備・器具、危険物、消防用具設備等の点検・検査の実施及び消防機関への報告、不備事項の改善・促進
- (4) 生徒・職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成とその実施指導要請
- (5) 校長に対する防火管理に関する助言及び報告
- (6) その他防災管理上必要な業務

第3章 予防管理対策

第5条 (予防管理組織)

（編成表は別表1）

日常の火災予防及び地震時の出火防止及び消防用設備の自主点検を図るため、防火管理者の下に防災教育コーディネーターを置き、さらに各種又は教室ごとに火元責任者を置く。

(1) 火元責任者の任務

- ① ストーブ及び灰皿等、火気使用設備・器具の火気管理。
- ② 電気設備・器具の安全確認・報告
- ③ 消防用設備等の安全確認・報告
- ④ 避難設備・器具（非常口等）の管理
- ⑤ 地震時の出火防止措置
- ⑥ その他、火災防止上必要な事項
- ⑦ 点検期間は、月1回とし、必要時は隨時行なう。

第6条 (臨時火気使用)

校地内において、臨時に火気（ストーブ、電熱器、その他）を使用する場合は防火、火元責任者を経て防火管理者の許可を得なければならない。

前項の許可を受けた場合は、使用上の注意事項を誠実にまもらなければならぬ。建物内外において、喫煙防止の指定を受けた場所では喫煙を厳守しなければならない。

第7条 (建物及び施設の変更)

校地内において、建築物（仮設を含む）を建てようとするときは大量の危険物の搬出入、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設、改修、移転をする場合等は防火管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

第8条（自主点検）

（編成表は別表2）

- （1）防火管理者は自主点検の結果をまとめ校長に報告し、3年に1回佐伯広域消防本部、消防長に報告すること。
- （2）建築物及び消防設備等に不備欠陥事項がある時は、その改修計画を立案し、校長に報告するとともに、必要な指示を得てその促進を図るものとする。
- （3）点検期間は6ヶ月に1回とし、必要な場合は随時行なう。

第4章　自衛消防活動対策

第9条（自衛消防隊の設置）

（編成表は別表3）

自衛消防組織は校長を自衛消防隊長（以下隊長）とし、教頭を副隊長とし別表のとおり編成する。

副隊長は隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

隊長　児玉　晃洋　　副隊長　足立　盛一

第10条（避難誘導）

- （1）非常災害発生時は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くように指示し、ハンカチ等を口にあて、煙を吸わせないようにし、廊下では「押さない」、「走らない」、「しゃべらない」を徹底させる。
 - （2）屋外への避難誘導は原則として校庭とし、整列、人員点検を行ない、異常の有無を隊長（指揮者）に報告する。但し、津波の「津波警報」の発令が出た場合は次の要領で避難誘導する。
 - ① 15メートル以下の場合・・・校舎内へ避難誘導する（一次避難）
 - ② 15メートル以上（が予想される）場合・・・裏山へ避難誘導する（二次避難）
- 生徒の避難誘導は生命の安全を第1として任務にあたること。

第5章　教育訓練

第11条（防火教育）

防火管理者は、防火に関する教育を適宜行ない、防火管理の完全を期するように努力するものとする。

第12条（消防・避難訓練）

被害を最小限に止めるため、次の基準に従い消防訓練を実施するものとする。

- （1）通報・応急消火に関するもの（年1回以上）
- （2）避難誘導・人命救助に関するもの（年1回以上）
- （3）地震・津波による避難訓練（年1回以上）
- （4）総合訓練（年1回）

第6章　消防機関への連絡

第13条（連絡事項等）

防火管理者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適性を期するよう努力するものとする。

消防機関との連絡事項は、概ね次のとおりとする。

- （1）消防計画の提出（改正の時はその都度）
- （2）査察の要請
- （3）教育訓練指導の要請
- （4）建物及び施設の使用変更時の事前連絡及び消防関係法令に基づく諸届け、並びに手続きの促進

第7章　付則

第14条　この規定は、佐伯市立鶴見中学校出入りするすべての者に適用する。

第15条　この規定は令和3年4月1日から施行する。

2 防災教育年間計画

月	指導内容	備考
4	○学校の施設設備の正しい使用法 ○火災の予防 ○交通安全教育（登下校時の心得等）	短学活 (新入生)
5	○災害時の心得と避難の要領 ○第1回避難訓練 津波等の心得と避難の要領避難訓練 (避難経路、避難場所等確認)	短学活 全校一斉 ※地震発生時の避難に続き、津波警報発令を想定しての避難訓練
6	○水難事故の防止	短学活
9	○防災教育	各学級（防災の日）
11	○第2回避難訓練 (小中合同避難訓練) ※引き渡し訓練も含めて	全校一斉 ※CS委員・防災士等招聘
12	○火遊びについての指導 ○家庭における防火の心得	短学活 短学活
2	○火災予防についての注意喚起 ○第3回避難訓練 避難・消火訓練（火災）	短学活 全校一斉 ※佐伯市消防署東部分署招聘

◎防災教育コーディネーターが上記のカリキュラム・マネジメントを行う。

3 予防管理組織編成表（別表1）

（別表1）予防管理組織編成表

防火管理者 足立 盛一

防災教育コーディネーター 川野 恵子

防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者				
1 階	1学年主任	1年教室	1学年担任	2 階	2学年主任	職員室	教頭			
		学習室A	1学年主任			休憩室	学校主事			
		理科室	理科主任			炊事室	学校主事			
		技術室	技術科主任			会議室	教頭			
		家庭科室	家庭科主任			校長室	教頭			
		ランチルーム	学校主事			2年教室	2学年担任			
		第1相談室	養護教諭			3年教室	3学年担任			
		保健室	養護教諭			生徒会室	生徒会担当			
		くすの木	特支担任			音楽室	音楽科主任			
		体育館	体育科主任			美術室	美術科主任			
校舎外	体育科主任	グラウンド	体育科主任			図書室	国語科主任			
		可燃物等集積場	学校主事			コンピュータ室	技術科主任			
						学習室B	2学年担任			
						印刷室	学校主事			

4 自主点検検査班編成表 5 自衛消防組織編成表

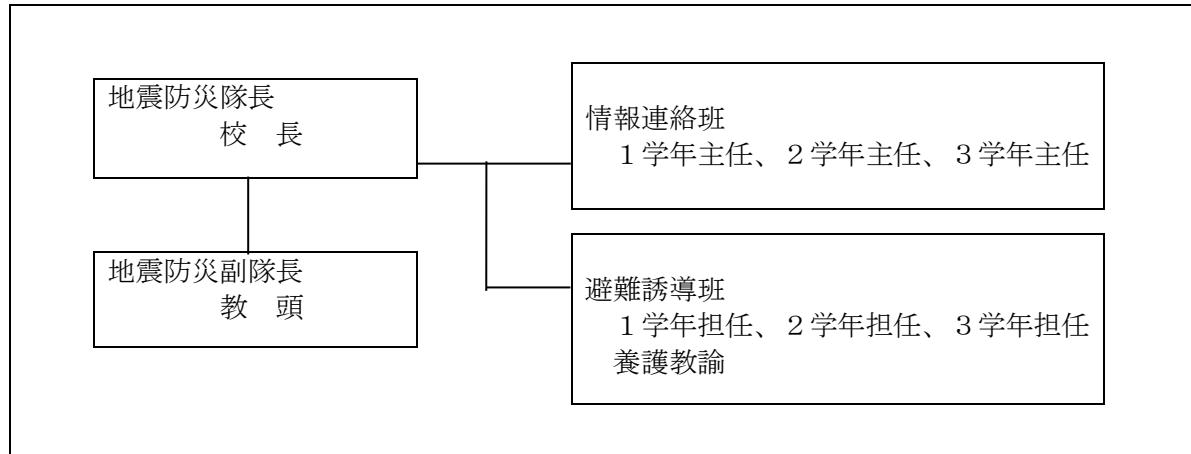
（別表2）

（別表3）

設備区分	実施者
消火器	教頭
屋内消火栓設備	教頭
自動火災報知設備	教頭
非常警報設備・器具	教頭
避難器具	教頭
電気設備	教頭
火気使用設備	教頭
危険物施設	教頭

係	氏名	任務概要
指導係	生徒指導主事	隊長・副隊長の補佐及び指導
通報連絡係	教頭	① 消防機関への通報及びその確認
	生徒指導主事	② 校内への連絡及び避難状況等の把握
避難誘導係	1学年担任	① 生徒の安全な避難誘導とその管理
	2学年担任	② 消防隊到着時の生徒の事故防止
	3学年担任	
初期消火係	2学年主任 1学年主任	火災の初期消火の指揮
救護係	養護教諭	負傷者の応急処置・救急薬品の整備
搬出係	教頭 養護教諭 学校主事	非常持ち出し品の搬送及びその管理

6 地震防災組織表



7 地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1. 情報班に地震・津波に関する情報収集に当たらせる。 2. 地震発生を各班長に伝達し、生徒にその旨、必要な対策について周知させる。 3. 生徒の避難誘導と避難場所への集合を指示する。
情報収集連絡班	1. 隊長の指示に基づき、地震津波情報の収集と隊長への報告をする。 2. 隊長の指示に基づき、地震津波情報と隊長の命令内容等、防災上必要な情報を職員、生徒に伝える。 3. いくつかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた職員、生徒に対する情報伝達の手段を決めておく。
避難誘導班	1. 隊長の指示に基づき、避難経路の確保、安全の確認、避難場所までの経路を示した地図の作成と報告をする。 2. 避難誘導開始の指示を受けたら、すぐに生徒を避難誘導する。 3. 避難誘導の際の混乱を防ぐ手立てを講じる。 4. 避難完了後、その旨の確認と隊長へ報告をする。

8 南海トラフ地震対策（南海トラフ地震防災対策規定）

(目的)

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ること目的とする。

(組織)

南海トラフ地震発生事の防災組織は他の地震発生時と同じとする。

(避難誘導班の業務)

南海トラフ地震発生時の1次避難場所は他の地震と同じく運動場（グラウンドレフト方面）である。

※・9 消防設備配置図参照

1次避難で全員の無事が確認された後、さらに高台の広場に避難する。

避難誘導が完了したら避難誘導班は直ちに隊長に報告する。

緊急避難場所	避難人数	うち職員	うち生徒	避難経路
鶴見中学校 裏山広場	31名	12名	19名	別紙の通り



(訓練)

年間で1回以上、地震に対する避難訓練を行う。その際南海トラフ地震を想定した2次避難までを行う。

南海トラフ地震に伴い発生する予想される地震及び津波に関する知識を得る。

(避難後)

情報収集連絡班は津波警報が解除されるまで情報を収集し、隊長に逐次報告する。

(その他不測の事態)

隊長は南海トラフ地震が発生した以後の状況から、この消防計画通りに活動することが困難又は適切でないと判断したときには、これらによらないことができる。

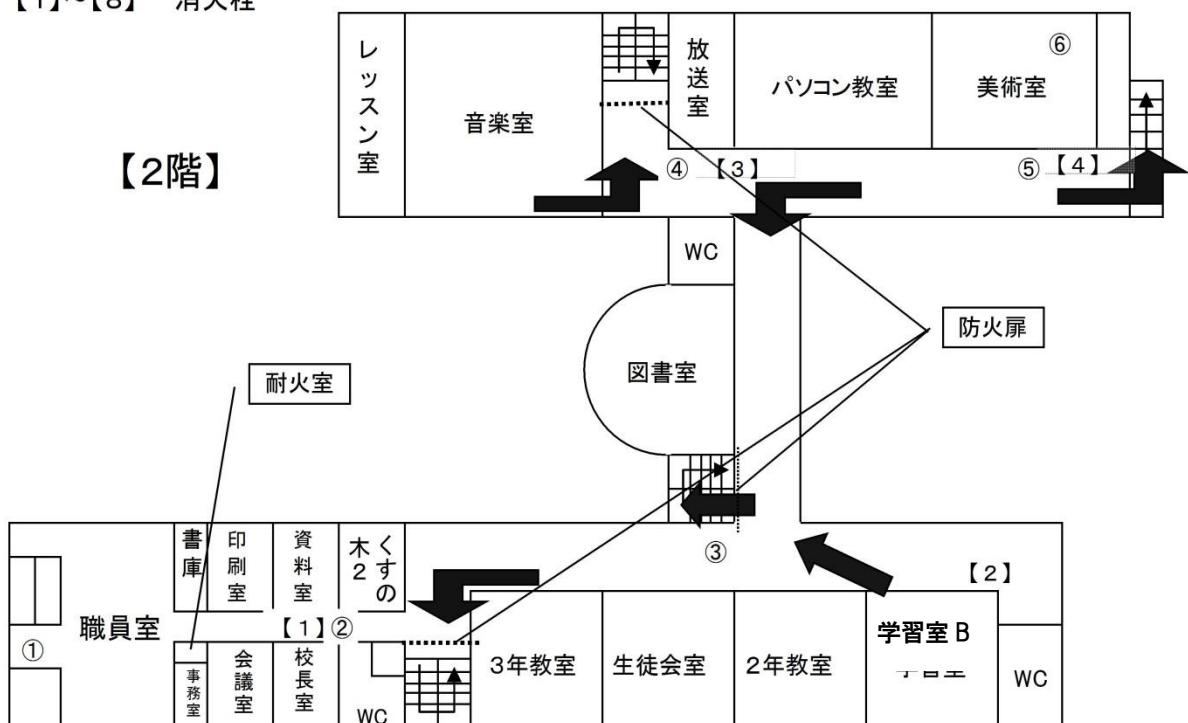
この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

9 消防設備配置図

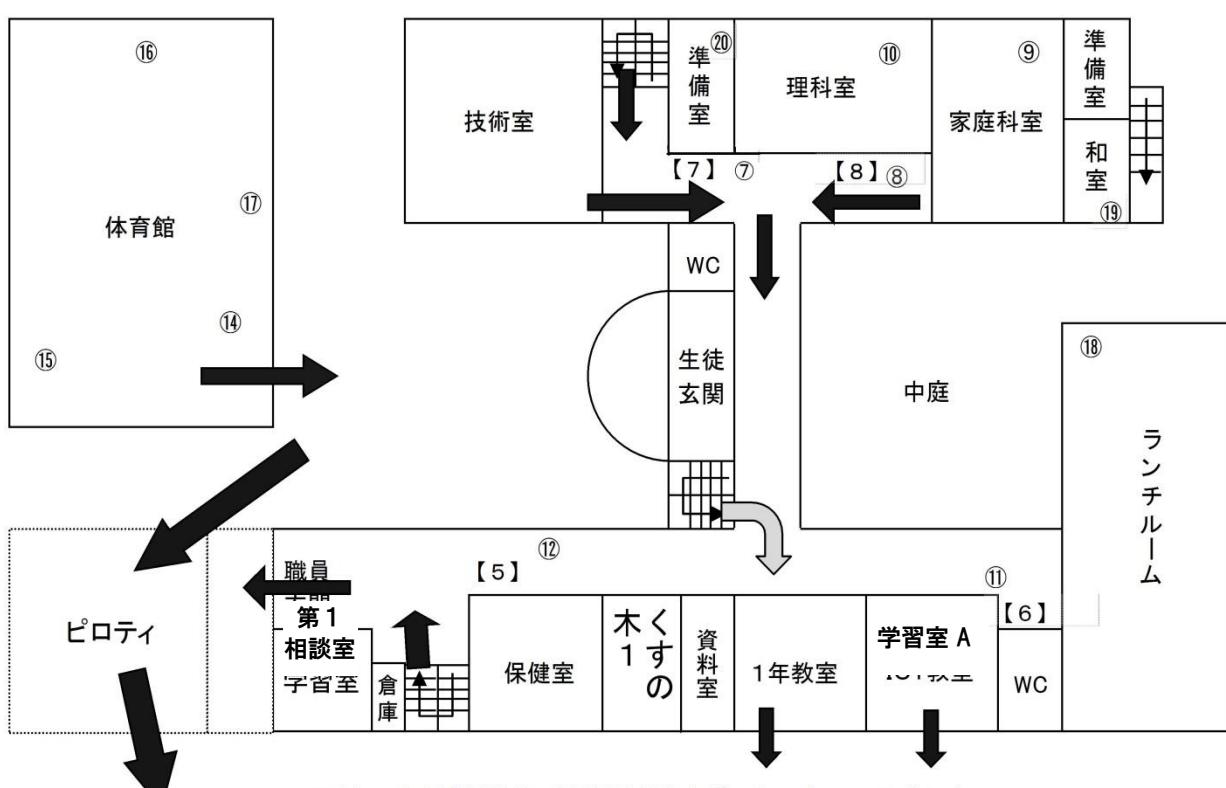
①～⑩ 消火器設置場所 【1】～【8】 消火栓

【1】～【8】 消火栓

【2階】



【1階】



※第一次避難場所 運動場(野球グラウンド レフト方面)

緊急時連絡先一覧表（令和6年4月現在）

学校医・医療機関	電話番号	関係機関等	電話番号
鶴見診療所	33-1161	佐伯市教育委員会	22-4670
学校医:佐藤裕隆		佐伯警察署	22-2131
吉田歯科医院	22-0354	鶴見駐在所	33-1131
学校歯科医:吉田 一		佐伯消防署	22-3301
学校薬剤師:仲矢侑希子	22-9789	消防テレホンサービス	23-3500
佐伯調剤薬局		東部分署	33-0294
大分大学附属病院	097-549-4411	鶴見振興局	33-1111
大分県立病院	097-546-7111	鶴見地区公民館	33-1000
西田病院(救急指定)	22-0180	剣崎給食センター	20-4313
南海病院	22-0547	鶴見B&G	33-1222
長門記念病院	24-3000	第一交通	22-2525
渡町台外科病院	22-7500	佐伯タクシー	33-0030
		高宮タクシー	35-6533

◎救急車依頼基準◎

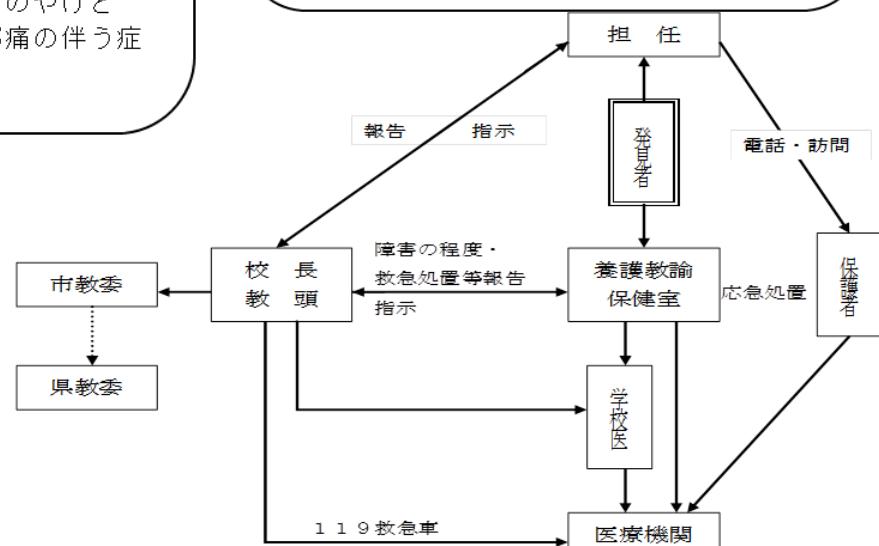
- 1 意識喪失の持続するもの
- 2 ショック症状の持続するもの
- 3 けいれんの持続するもの
- 4 激痛の持続するもの
- 5 多量の出血を伴うもの
- 6 患部が変形（骨折等）しているもの
- 7 傷口が大きいもの
- 8 広範囲または、深部組織までのやけど
- 9 嘔吐、後頭部痛および後頸部痛の伴う症状のあるもの

◎救急車依頼方法◎

TEL 119 または 33-0294

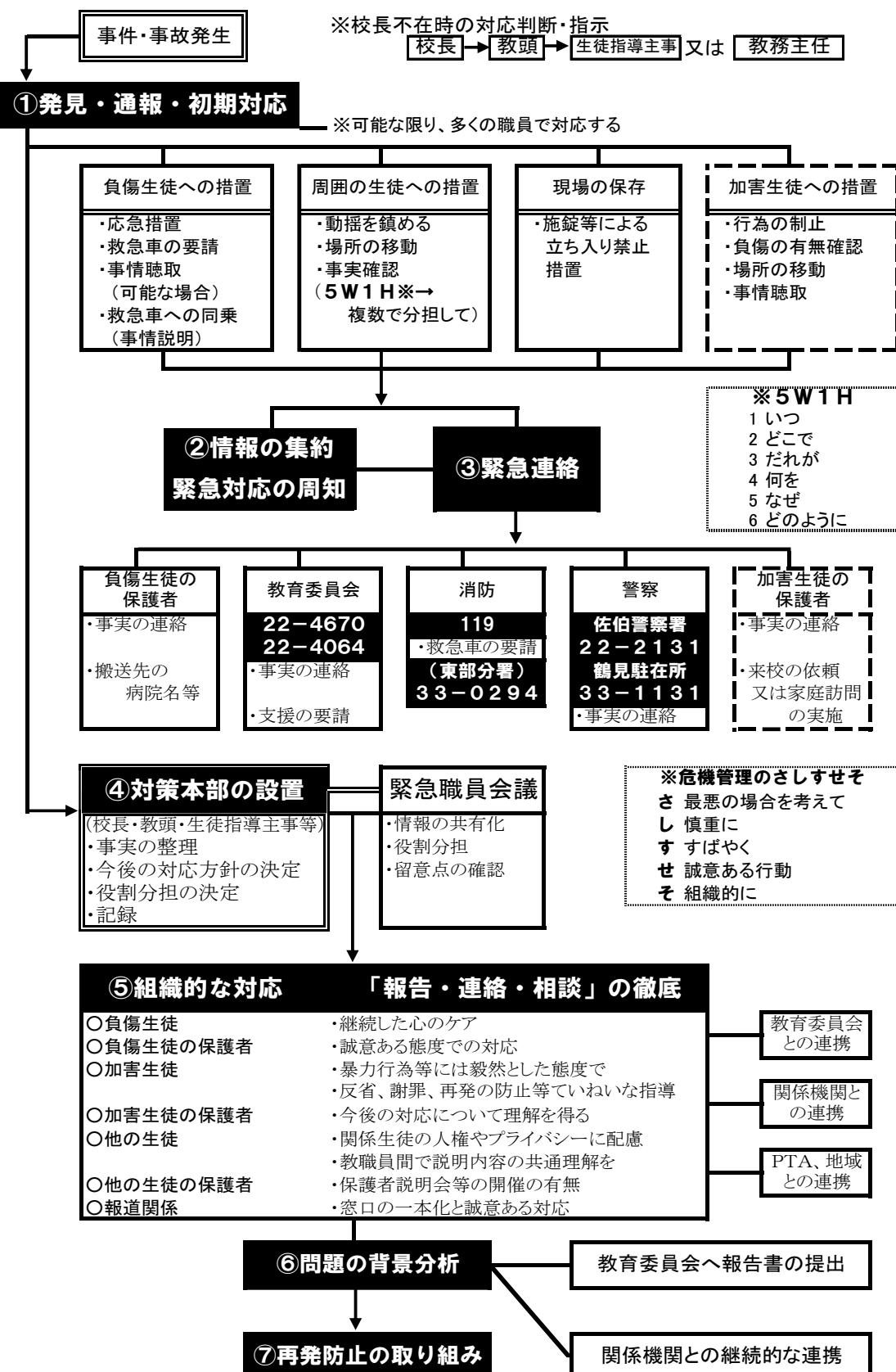
- 1 救急車をお願いします
- 2 鶴見中学校です
- 3 事故発生の状況を話す（けがの程度についてなど）

【事故発生時の救急体制】



1.1 事故発生時の対応の基本

= 初動対応の①～⑤ =



※ 職員の連絡体制は「当年度職員連絡網」による。③の時点までに校長以下全員（関係職員）に連絡し、緊急職員会議に備える。